

新公立病院改革プラン策定 アドバイザーサービスのご案内

—地域医療構想が求める役割期待を公立病院が果たしていくために—

なぜ「新公立病院改革プラン」を策定するのか

都道府県が策定する地域医療構想を踏まえつつ、地域に必要な医療機能を備えた体制を整備するとともに、経営の効率化を図り、次の時代まで持続可能な病院経営を実現するために、新たな公立病院改革プランの策定が求められています。

持続可能な経営

公立病院改革プランに基づくこれまでの取組の結果として、経常損益が黒字である病院の割合が公立病院改革プラン策定前の約3割から約5割へ改善するなど一定の成果が上がっています。

継続して、経営の効率化、再編・ネットワーク化、経営形態の見直しを検討していくことが求められています。

地域ごとに適切な医療提供体制の構築

人口減少や少子高齢化が急速に進展する中で、地域ごとに医療需要が大きく変化することが見込まれています。大都市圏、地方都市、山間地では医療需要の内容が大きく異なるため、新公立病院改革プランは、都道府県で策定される地域医療構想及びこれに基づく取り組みと整合的に行われることが求められています。

地域住民に対する説明責任

医療機能の見直し、新たな再編・ネットワーク化、経営形態の変更等、病院改革を行うには、病院が公器である以上、地域住民と各種関係者等との合意形成が必要となります。当該公立病院の経営計画数値や取り組みについて住民等が理解・評価しやすい客観性確保と情報開示が求められています。

新公立病院改革プランの4つの骨子のうち経営の効率化を先行着手^{*1}

新公立病院改革ガイドラインでは、平成27年度又は平成28年度中の策定が求められています。

十分な策定期間を確保することを目的として、「4. 経営の効率化」を平成27年度に先行着手し、平成28年度に「1. 地域医療構想を踏まえた役割の明確化」等に取り組む**2年間のスケジュールを設定**する方法も可能です。



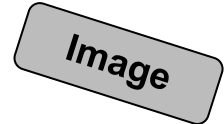
新改革プランの策定に要する経費は地方交付税で措置されます^{*2}

^{*1}出所 厚生労働省 地域医療構想策定ガイドライン 平成27年3月 地域医療構想策定ガイドライン等に関する検討会

^{*2}出所 総財準第59号 平成27年3月31日 公立病院改革の推進について(通知)

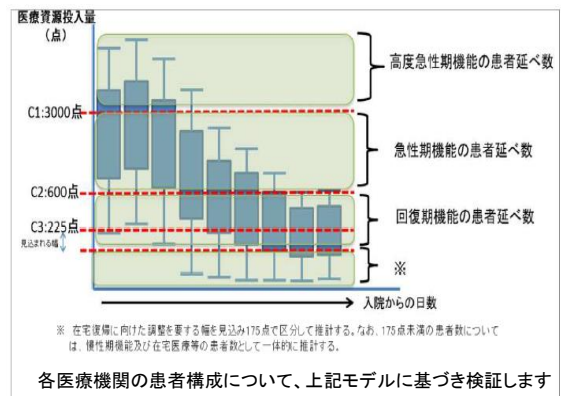
トーマツの公立病院改革策定アドバイザーサービスの特徴とは

トーマツのヘルスケアグループのサービスは次の3つの特徴があります。



- 1 **■ 最長2年間でプランを策定します**
地域医療構想における病床機能の方向性を十分に反映したプラン策定を可能とします。
- 2 **■ あり方検討委員会の運営が可能です**
運営ノウハウを持つ専門知識を有する第三者に委託することにより、病院様は関係者間の意見調整と合意形成に注力できます。
- 3 **■ 豊富な公立病院支援実績があります**
延100病院を超える公立病院支援実績に加え、前公立病院改革プラン策定を全国各地で多数実施しています。

地域医療構想区域ごとの医療需要の推計モデル^{*3}



トーマツによるサービスを特にお奨めする公立病院様とは？

マンパワーが少ない病院様	> 例えば、経営企画担当者が不在や兼務の場合など、プラン策定に向け一時的にマンパワーを求める病院様には当法人のサービスを必要に応じ、ご活用いただけます。
競争環境が厳しい病院様	> 近隣に類似機能病院が立地しており、患者数が減少している、一般病床から地域包括ケア病棟等の回復期病床へ転換するなど病床機能の見直しが迫られている公立病院様からのニーズが高くなっています。当法人の経験値を活かし、病床機能転換前後の損益シミュレーションを通して、経営計画に反映します。
再編や経営形態変更を検討中の病院様	> 前改革プランを評価した結果、病院の統合や、経営形態の見直しに踏み切る場合、「あり方検討委員会の設置・運営」などのオプションサービスを通して、公器である公立病院の変革に係る外部調整機能としてご活用いただけます。

^{*3}出所 総財準第59号 平成27年3月31日 公立病院改革の推進について(通知)

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、税理士法人トーマツおよびDT弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約40都市に約7,900名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループWebサイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約210,000名を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数数を指します。DTTLおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTLおよびそのメンバーファームについての詳細はwww.deloitte.com/jp/aboutをご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。